

交通安全協会だより（令和3年4月号）

～ 令和3年 春の全国交通安全運動 ～

運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故の防止の徹底を図ることを目的として実施します。

運動の期間

令和3年4月6日（火）から4月15日（木）までの10日間

全国重点

☆子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- ・道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。
- ・信号機のあるところでは、その信号に従いましょう。
- ・夜間は、明るい目立つ色の衣服を着用し、靴やカバンなどに反射材を付けるようにしましょう。
- ・ドライバーは、子供や高齢者等への思いやりのある運転に努めましょう。

☆自転車の安全利用の推進

- ・自転車は、道路交通法で自動車と同じ「車両」に分類されます。交通ルールとマナーを守って安全で快適な自転車利用に努めましょう。
- ・自転車乗車中の傘差し、スマートフォン、イヤホン使用などの「ながら運転」は重大事故につながる大変危険な行為です。絶対にやめましょう。
- ・万が一の事態に備え、損害賠償に対応できる保険に加入しましょう。
- ・車道の左側を通行するなど自転車安全利用五則を始めとした交通ルールを守りましょう。

☆歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

- ・横断歩道は歩行者が優先です。横断歩道に歩行者がいれば必ず止まりましょう。
- ・高齢者はゆとりのある運転を心がけましょう。
- ・すべての座席でシートベルトを着用しましょう。
- ・運転中のスマートフォン等の使用は重大事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。

徳島県単独重点

☆飲酒運転等の危険な運転の根絶

- ・飲酒運転は「絶対にしない、させない、許さない」を合い言葉に飲酒運転を根絶しましょう。
- ・飲酒運転は、運転者以外にも厳しい罰則があります。
- ・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険な運転を根絶しましょう。

4月10日（土）交通事故死ゼロを目指す日